

令和2年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第3号）

1 令和2年9月16日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
----	---------	-----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	西 田 光 也	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	柿 本 賢 士	会 計 課 長	石 田 修 次
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	竹 下 良 二
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	有 田 芳 徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 認定第 1号 平成31年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について

第 2 認定第 2号 平成31年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 3 認定第 3号 平成31年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 4 認定第 4 号 平成 31 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5 号 平成 31 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 平成 31 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 平成 31 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 平成 31 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9 号 平成 31 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 10 号 平成 31 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 11 号 平成 31 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 12 号 平成 31 年度大崎上島町水道事業会計決算認定について
- 第 13 発議第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について
- 第 14 発議第 3 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について
- 第 15 各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の閉会中の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達していますので、これより令和 2 年第 3 回大崎上島町議会定例会第 3 日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

日程第1、認定第1号平成31年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第12、認定第12号平成31年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括上程とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議はないようなので、認定第1号から認定第12号まで一括上程させていただきます。

本件について、決算特別委員長の報告を求めます。

尾尻康二委員長、演台にお進みください。

○決算特別委員長（尾尻康二君） それでは、大崎上島町の平成31年度の各会計の決算認定について報告します。

大崎上島町議会決算特別委員会は、平成31年度大崎上島町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに財産状況について、9月10日、11日、14日の3日間で審議及び報告のまとめを行いましたので報告します。

決算の審査については、副町長から決算の概要の説明、会計課長から財産状況について、担当課長から決算書、主要施策の成果に関する説明及び懸案事項について、提出資料及び質疑により審議を行いました。

報告書の結論を読み上げて報告といたします。

結論。決算特別委員会で審議した結果、全般的にはおおむね妥当と思われる。普通交付税が、合併算定替えにより平成31年度以降は合併前比で3億円の減額となる見込みで、また町税等の自主財源も景気後退、人口減少、高齢化等により減少推移が続いており、厳しい財政運営となっている。

特に現在、国、県においては新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策に大きな予算の計上が行われ、歳出が拡大しており、歳入も経済活動の停滞により税収が大きく落ち込むものと思われる。今後の国、県の財政運営も厳しく、補助金等の支援の削減も懸念される。そのため、今後従来にも増して財源の確保及び歳出の削減に取り組み、財政運営を安定させることが必要であります。

また、新ごみ処理施設整備に伴う広島中央環境衛生組合の負担金、防災無線等の維持管理費等、大規模事業への支出が今後も続くもので、そのため公債費が増加し、公債費率等の財政諸比率が上昇することが懸念されるので、既存の事業、補助金、委託料、使用料な

どを再検討し無駄を省く施策も必要となる。

一方、広島叡智学園の開校による生徒、職員の増加や学校施設等の整備推進も見込め、また経済産業省の施策でカーボンリサイクル技術における実証研究の拠点として本町の長島地区が選ばれ、今後技術開発に着手されれば、拠点づくりのための工事関係者の増加も見込め、町内経済の活性化も期待できる。それらを活用した産業振興、定住促進等を図るための効果のある事業を推進して地域経済の活性化を図っていただきたい。

以上により、認定第1号平成31年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算から認定第12号大崎上島町水道事業会計の決算について、全員一致で認定すべきものと決定したので、大崎上島町議会会議規則第77条の規定により報告します。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

それでは、日程第1、認定第1号平成31年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第2、認定第12号平成31年度大崎上島町水道事業会計決算認定についてまでを一括採決いたします。

お諮りします。

認定第1号から認定第12号までを委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第12号までは委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

閑田大祐議員、演台へお願いします。

○3番（閑田大祐君） 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について説明いたします。

今、地方自治体には医療、介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持、確保など、より多く、またより複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模災害、そのための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる骨太方針2018で、2021年度の地方財政計画まで2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしています。実際に、2020年度地方財政計画の一般財源総額は63兆4,318億円、前年比プラス1%と過去最高の水準となりました。しかし、人口減少、超高齢化に伴う社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実強化が求められています。

このため、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、感染症対策、防災、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、とりわけ子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、新型コロナウイルス対策として、新たに政府が予算化した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、2020年度の補正予算にとどまらず、感染状況や自治体における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても国の責任において十分な財源を確保すること。

4、地方交付税における業務改革の取組等の成果を反映した算定（従来のトップランナ

一方式)は、地域の実情を無視し、本来交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止、縮小を含めた検討を行うこと。

5、まち・ひと・しごと創生事業費として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図ること。

6、2020年度から始まる会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けて、引き続き所要額の調査を行うなどして、その財源確保を図ること。

7、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を行い、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

8、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど抜本的な改善を行うこと。また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

9、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

10、依然として4兆5,000億円強と前年度を超える規模の財源不足があることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

○議長(信谷俊樹君) これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略いたします。

これより発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長(信谷俊樹君) 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり決定されました。

○議長(信谷俊樹君) 日程第14、発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

渡辺年範議員、演台へどうぞ。

○9番（渡辺年範君） 発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）について。

上記の議案を、大崎上島町議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第14条規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年9月16日、大崎上島町議会議長信谷俊樹様。提出者、大崎上島町議会議員渡辺年範。賛成者、大崎上島町議会議員森若 巖、同越田賢一、同閑田大祐、同尾尻康二。

意見書の案を朗読して趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的な影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国において令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

税源の偏在性が小さく、税収の安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については積極的な整理合理化を図り、新設、充実、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） これで趣旨説明を終わります。

質疑、討論を省略いたします。

これより発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び広報調査特別委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出どおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和2年第3回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前9時20分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員